

大牟田市教育職員の働き方改革取組指針
(大牟田市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画)

平成31年4月

(令和8年4月改定)

大牟田市教育委員会

はじめに

本市の学校では、教育職員が様々な課題や役割に対して、子ども達の健全な成長に向けた情熱や使命感から、献身的な指導を積み重ねてきたことにより、高い教育成果を上げてきました。

その一方で、教育職員の業務内容はさらに増大し、長時間勤務が課題となっています。こうした状況は、教育職員の心身の健康を脅かすだけでなく、質の高い学校教育を持続可能にすることにおいても影響があると考えられます。

そのような中、国においては、平成29年12月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」、平成30年7月には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革推進法）」が公布されました。

このたび、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正が行われ、学校における働き方改革の更なる加速化のため、令和8年4月以降、服務監督教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定等が義務付けられました。こうした状況を踏まえ、教育職員の長時間勤務の改善に向けた一層の取組推進のため、本指針を改定し、本県における「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置付けられました。

それらのことを踏まえ、本市においては平成31年4月に「大牟田市教育職員の働き方改革取組指針」を定め、令和5年3月、令和7年5月に引き続き、令和8年4月に改定を行い、教育職員の長時間勤務の改善を推進し、学校教育の質の維持・向上を図り、本市における「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置付けてまいります。

この間にも、大牟田市教育委員会では、令和5年4月から教育課程を見直す（原則、水曜日：小学校4校時、中学校5校時）とともに、令和8年4月から市内のすべての学校に2学期制を導入するなど学校現場の業務改善に向けて取り組んでいるところです。

今後、学校における働き方改革を更に推進していくためには、教育委員会や学校といった「組織としての取組」と、教育職員一人一人の「個人としての取組」を両面から進めるとともに、家庭、地域や関係機関等の理解を得ながら連携・協働し、大牟田市全体で同時に進めていくことが重要です。

働き方改革は、単に教育職員の時間外在校等時間の縮減を目的とするものではありません。時間外在校等時間の縮減を通して、教育職員が心身ともに健康で、自らの意欲と能力を最大限発揮することで、ワークエンゲージメントを高めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現していくことは、学校教育全体の質を高めることにつながり、これこそが学校における働き方改革の目的であると考えています。

保護者、地域、関係諸団体の皆様におかれましては、教育職員の働き方改革の趣旨をご理解頂き、学校とともに、それぞれの役割を検討され、社会総がかりで児童生徒の心身の健全な成長を支援していくことができますようお願い申し上げます。

令和8年4月 大牟田市教育委員会

(目次)

1 指針について	1
(1) 本指針の位置付け	
(2) 本指針の趣旨・目的	
(3) 市教育委員会、学校の責務	
2 目標	3
(1) <u>勤務時間の上限について</u>	
(2) <u>時間外在校等時間に関する目標</u>	
(3) <u>ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標</u>	
(4) <u>目標に対する検証について</u>	
(5) 福岡県教育委員会「教育職員の働き方改革取組指針」(令和8年3月改定)及び「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた今後の対応について	
3 <u>対象期間</u>	6
4 具体的な取組について	6
(1) <u>教育職員の意識改革・健康及び福祉の確保</u>	6
① 働きやすい職場環境の整備	
② <u>健康管理の実施</u>	
③ 管理職の意識改革(研修の実施・人事評価の見直し)	
④ 勤務時間の適正な把握	
⑤ 定時退校日の設定	
⑥ 学校閉庁時刻の設定	
⑦ 学校閉庁日の設定	
⑧ 保護者・地域住民の理解・啓発	
(2) <u>業務改善の推進</u>	8
① 業務改善の推進	
② 授業準備等の支援	
③ 学校のICT環境の充実による業務の効率化	
④ 調査の見直し	
⑤ 事業の見直し	
⑥ 文書事務の見直し	
⑦ 勤務時間外の電話対応等の負担軽減に向けた取組	
⑧ <u>学校徴収金の徴収・管理</u>	
(3) <u>部活動の負担軽減</u>	10
① 部活動検討委員会の設置	
② 部活動休養日の設定等	
③ 部活動指導員の配置	
(4) <u>教育職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等</u>	11
① <u>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、スクールポーター等の活用</u>	
② <u>訪問指導員、学習指導員、教員業務支援員、スタディポーター、ICT支援員等の活用</u>	
③ <u>大牟田市の顧問弁護士による学校サポート</u>	
④ <u>共同学校事務室の機能強化及び事務職員の学校運営参画の取組推進</u>	
⑤ <u>小中一貫教育制度に伴う学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の導入とともに地域学校協働活動推進員の配置と運営の充実</u>	
⑥ <u>地域等と連携した登下校時の安全対策の推進</u>	

※改定部分に、「 」下線を付けています。

1 指針について

(1) 本指針の位置付け

本指針は、大牟田市教育委員会及び市立学校が実施する「教育職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的な取組等を示したものです。

※本指針の対象は、給特法第2条第2項に規定する教育職員とします。常勤の教育職員（校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、助教諭等。以下「教育職員」という。）

(2) 本指針の趣旨・目的

教育職員の長時間勤務の改善については、これまでも勤務時間の適正な把握や定時退校日の推進、学校閉庁日の設定、「公立学校の教師の勤務時間に関するガイドライン」を意識した取組などにより改善を図ってきました。

このような状況を踏まえ、本指針は、「教育職員の働き方改革」を、より一層推進するために策定するものであり、「教育職員の働き方改革」を実現し、教育職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し健康でやりがいを感じながら働くこと、「教育職員が子どもや自分と向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることを目的として策定するものです。

〈働き方改革の目的〉

大牟田市教育職員の働き方改革では、教育職員の長時間勤務を改善し、次のことを実現することを目的とする。

- ① 教育職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを感じながら働くことができる環境を整備すること
- ② 「教育職員が子どもや自分と向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること

(3) 市教育委員会、学校の責務

ア 市教育委員会の責務

市教育委員会は、市立学校の教育職員の服務監督権者として、本指針を踏まえ市内の教育職員の働き方改革に取り組みます。

イ 学校の責務

学校においては、校長をはじめ、全教育職員が本指針の趣旨を理解し、指針に基づき具体的な取組を実施します。そのためには、特に、校長をはじめとした管理職がリーダーシップを発揮することが重要であり、管理職は、所属職員に対して指針の趣旨等を理解させ、所属職員の長時間勤務の改善に努めます。

また、各教育職員は、働き方改革の目的、趣旨を理解し、自らの働き方を見直し、長時間勤務の改善に向けた取組を実施します。

〈働き方改革のポイント〉

○ 目標の明確化

働き方改革を進めることは「子どもや自分と向き合う時間を確保し、ワーク・ライフ・バランスの取れた生活の実現と合わせて、授業や指導の質を高め、ひいては学校教育全体の質を高めることにつながる」という意識を全教育職員が持つこと。

○ 意識改革の重要性

働き方改革を進めるために必要なことは、無制限・無定量の勤務を是としないこと、教育職員一人一人が組織の一員として効率的に業務を遂行する意識を持つこと、また、タイムマネジメントの意識を持つこと。

○ 業務の見直し

働き方改革を進めるには、現在、教育職員が行っているあらゆる業務について、必要性、効率性の観点から、組織的かつ継続的に見直すこと。

2 目標

(1) 勤務時間の上限について

令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）が改正され、同法第7条に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められました。

当該指針には超過勤務の上限時間が示されており、県教育委員会においては、指針に沿って福岡県立学校管理規則を改正し、令和3年4月から施行されました。

本市の取組指針における目標は、国の指針や、改正後の福岡県立学校管理規則を基に設定したものです。

改正後の「大牟田市学校管理規則」（令和5年4月1日 施行）概要

第7章 業務量の管理

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第27条

- 1 在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間（時間外在校等時間）の上限を次のとおりとする。
 - ・ 1か月につき 45時間
 - ・ 1年につき 360時間
- 2 児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合の時間外在校等時間の上限は、次のとおりとする。
 - ・ 1か月につき 100時間未満
 - ・ 1年につき 720時間
 - ・ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月、6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月当たりの平均時間につき 80時間
 - ・ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数につき 6か月
- 3 校長は、前2項の時間外在校等時間の上限を超えないよう当該学校の教育職員の業務量を管理しなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定に基づき校長が行う当該学校の教育職員の業務量の管理が適切に行われるよう管理するものとする。

「在校等時間」とは、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務も含めて教育職員が在籍している時間を基本とし、当該時間に、以下の①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

[基本とする時間] ○在籍している時間

[加える時間] ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

②在宅勤務の時間

[除く時間] ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（自己申告による）

④休憩時間

なお、改正後の給特法により、公立学校の教育職員については、一年単位の変形労働時間制の活用が可能となりました。この制度は、働き方改革を進めるための選択肢の一つですが、業務削減等による実質的な教育職員の負担軽減を併せて実施することが重要です。県教育委員会が、制度導入のための条例の整備について、今後検討していくため、本市教育委員会においては、県教育委員会の制度導入後、条例の整備について検討していきます。

＜大牟田市の現状＞

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

〔令和7年度の時間外在校等時間の状況〕 【R6との比較】

	年平均	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合
小学校	41時間10分 【 -58分 】	37.3% 【 -3.2% 】	5.7% 【 -0.6% 】
中学校	36時間42分 【 -1時間10分 】	35.8% 【 -1.4% 】	7.3% 【 -0.8% 】
特別支援学校	18時間48分 【 -5時間7分 】	6.1% 【 -6.8% 】	0.8% 【 -0.9% 】

引き続き、学校・教育職員が担うべき業務に専念できる環境を整備することで、教育職員の働きやすさと働きがいと両立すると共に、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

（2）時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均を30時間程度とする（令和11年度までに）。

【教育職員個人の時間外在校等時間の上限】

- ・ 教育職員の時間外在校等時間を月45時間以内とする
- ・ 教育職員の時間外在校等時間を年360時間以内とする

※ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合を除く。

（3）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 1年間における教育職員の年次休暇取得日数を平均で18日以上とする。

(4) 目標に対する検証について

各学校で、出退勤管理システムで集計された超過勤務時間を確認します。

- ① 各学校の一月当たりの教育職員の平均超過勤務時間
- ② 一月当たりの超過勤務時間が80時間を超える者等

また、教育職員の計画的年次休暇取得を推し進めたり、10日以上連続休暇の取得などにも取り組んだりしています。

- ③ 年次休暇の取得状況については、年次休暇取得促進の意識付けを行うとともに、取得状況の把握のため、県の調査を活用します。

教育職員は自らの出退勤時刻を把握し、勤務時間を意識した業務の遂行、長時間勤務の改善に努めてください。

管理職は所属職員の勤務の状況を把握するとともに、業務改善を進め、所属職員の長時間勤務の改善及び年次休暇の取得促進に努めてください。

市教育委員会は必要に応じて、各学校に対し聞き取り・指導等を実施します。

(5) 福岡県教育委員会「教育職員の働き方改革取組指針」(令和8年3月改定)及び「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた今後の対応について

市教育委員会においては、(1)で掲げた超過勤務時間の削減目標の達成状況を踏まえるとともに、今後の勤務時間制度に関する動向を注視しながら、福岡県教育委員会「教育職員の働き方改革取組指針」(令和8年3月改定)と「本市の現状を踏まえ、適切に対応できるよう取組を進めてまいります。

(参考 時間外労働の規制について)

○ 過労死ラインについて

仕事が主な原因で脳・心臓疾患等を発症し、死に至ることは「過労死」とも呼ばれます。厚生労働省では、労働者に発症した脳・心臓疾患を労災に認定する際の基準として、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準」を定めています。

これによると、認定は総合的に判断されますが、基準の一つとして、「発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月ないし6か月にわたって、1か月当たり概ね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること」とされています。

これは、学校現場においても例外ではなく、近年、全国の学校現場で教育職員が、長時間勤務を原因として公務災害に認定される事例も発生しています。

公務災害に認定されると、最終的には使用者(市)が安全配慮義務違反により、損害賠償請求され、民事上の責任を負う場合もあります。

管理職として、このような事態が生じないよう、教育職員の長時間勤務の改善に取り組んでいただく必要があります。

市教育委員会としても、月80時間超の時間外在校等時間については、最優先課題として、個別に事由を検証しながら、解消に向けた取組を可及的速やかに進めていきます。

3 対象期間

本指針の対象期間は、国の指針において令和11年度までの教育職員の時間外在校等時間削減目標を掲げていることを踏まえ、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

ただし、年度ごとに実施する取組検証の状況によっては、期間内であっても計画の変更を行うこととします。

4 具体的な取組について

次の4つの観点で、抜本的な取組を実施します。

〈4つの観点〉

- (1) 教育職員の意識改革・健康及び福祉の確保
- (2) 業務改善の推進
- (3) 部活動の負担軽減
- (4) 教育職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

(1) 教育職員の意識改革・健康及び福祉の確保

教育職員の長時間勤務を改善するには、無制限無定量の勤務を是とするのではなく、ワーク・ライフ・バランスの実現を含むタイムマネジメントの意識を持ち、限られた時間の中で最大限の効果を上げられるような働き方を進める必要があります。

また、学校教育は、教育職員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであることから教育職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるようにすることは極めて重要です。

教育職員の意識改革を行うため、次の取組を実施します。

取組内容	取組方法
①働きやすい職場環境の整備 (教育委員会・学校)	<ul style="list-style-type: none">・教育職員に対しストレスチェックを実施します。・教育職員のためのメンタルヘルス相談事業の周知徹底を行います。・校長は、業務改善推進委員会を機能させ、職場環境の改善を図るとともに、教育職員の心身の健康の保持増進のために、学校の労働安全衛生管理体制等の充実を図ります。

<p>②健康管理の実施 (教育委員会・学校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>教育職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、教育職員の健康管理について取り組みます。</u> ・<u>年次休暇等使用計画表の作成や10日以上連続休暇の取得促進などにより、年次休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めます。</u>
<p>③管理職の意識改革 ・研修、人事評価の見直し (教育委員会・学校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェックや衛生委員会の実効性を高めるために、管理職向けの労働安全衛生管理に関する研修等の充実を図ります。 ・校長の長時間勤務改善の取組を業績評価において適正に評価します。 ・校長面談等において、長時間勤務改善の取組について聞き取りを行います。
<p>④勤務時間の適正な把握 (教育委員会・学校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校に出退勤管理システムを導入し、管理職及び各教育職員ともに勤務時間の客観的な管理を行います。 ・教育委員会は、出退勤管理システム等をもとに、各学校の時間外勤務の実態を客観的に把握します。
<p>⑤定時退校日の設定 ・原則毎週水曜日実施 (学校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校、原則毎週水曜日を定時退校日とします。 ・保護者、地域、関係諸団体等への周知を図ります。 ・月行事・週行事予定表に記載し、当日は職員室の黒板にわかるように表示します。また、朝礼等で呼びかけを行います。
<p>⑥学校閉庁時刻の設定 ・教育職員は、原則19時退校 (学校)</p>	
<p>⑦学校閉庁日の設定 ・夏季休業期間中 8月13日から8月16日の平日 ・冬季休業期間中 12月27日、28日の平日 (教育委員会・学校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地域、関係諸団体等に周知を図ります。 ・部活動は原則実施しません。 ・児童生徒の登校は原則行いません。 (左記⑤⑥の17:00以降の学校施設開放については、これまで同様実施します。)
<p>⑧保護者・地域住民の理解・啓発 (教育委員会・学校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員の働き方改革の取組に対し、市教育委員会及び学校のホームページや保護者等向けチラシを活用し、以下の点について周知し理解を求めます。 (内容) ・教育職員の働き方改革の取組について <ul style="list-style-type: none"> ・定時退校日について ・部活動休養日等について ・学校閉庁日等の電話対応について 等

(2) 業務改善の推進

業務改善を進めるためには、管理職がリーダーシップを発揮し、適切な業務マネジメントを実施すること、職員一人一人が効率的に業務を遂行する意識を持つことが重要です。

また、教育職員は教育の専門家であると同時に組織の一員でもあります。組織としての業務遂行についてもより意識することで、学校全体の業務効率化にもつながります。

「新しい業務遂行の在り方」を確立し、更なる業務改善のため次の取組を実施します。

取組内容	取組方法
①業務改善の推進 (教育委員会・学校) <u>【3分類⑰関係】</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程検討委員会を設置し、教育課程について毎年見直しを行います。 【2学期制導入 (R8からすべての学校)、原則水曜日4校時 (中学校5校時)】 ・学校に業務改善推進委員会を設置し、学校行事等の見直しを行い、効率化を図ります。 ・個々人、学年、学校等それぞれの立場で会議や学校行事の見直しなど業務改善を推進します。
②授業準備等の支援 (教育委員会・学校) <u>【3分類⑮関係】</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムの共有フォルダを活用し、教材の共有を市内で推進し、授業準備の効率化を図ります。 ・授業で使用するプリント、指導案等の共用を図ります。 ・教材や指導案等の情報提供と教材の共同開発や共有等を推進します。
③学校のICT環境の充実による業務の効率化 (教育委員会・学校) <u>【3分類⑦⑧⑱⑲⑳関係】</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用による業務の改善と効率化を推進します。(活用例) ・校支援システムによる成績処理・要録の作成及び入試に関わる調査書等の作成 ・採点ソフトの導入 ・校務ポータル活用の活用 ・健康管理アプリによる出欠連絡及び健康管理 ・ICT支援員などの外部支援員の活用 ・オンラインによる会議や研修 ・会議資料のペーパーレス化 ・アンケート等でのオンラインの活用 ・学校からの便り配布におけるアプリ活用 等

<p>④調査の見直し (教育委員会) <u>【3分類⑥関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に対する調査を継続的に見直します。 調査の必要性、内容の重複、頻度、提出期限・時期、様式の簡素化、ICT機器の活用の観点から調査の見直しを継続的に実施します。 ・各種アンケート等は、専用アプリを活用して集約します。
<p>⑤事業の見直し (教育委員会) <u>【3分類⑦関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性、内容の重複、頻度、事業の効率性、実施時期、研究紀要や報告書等の簡素化・合理化の観点から事業の見直しを継続的に実施します。 ・教育職員の負担軽減、事務の効率化などの観点から、事業の見直しを継続的に実施します。 ・調査研究について、指定の趣旨や内容の明確化を図るとともに運用面での負担軽減等を進めます。
<p>⑥文書事務の見直し (教育委員会・学校) <u>【3分類⑥関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文書事務を簡素化し、負担軽減を図ります。 公印省略が可能な文書については、公印省略及び電子メール等による施行の推進を図ります。 ・押印の義務付けを見直し、業務の効率化を図ります。 (学校教育課、指導室文書)
<p>⑦勤務時間外の電話対応等の負担軽減に向けた取組 (教育委員会) <u>【3分類⑤関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間外の電話対応については、18時以降のメッセージ機能設定等を実施します。<u>(朝、8時解除)</u> ・迷惑電話等の対応として、<u>録音予告アナウンス</u>や相手方との会話を録音するICレコーダーを設置しています。
<p>⑧学校徴収金の徴収・管理 (教育委員会・学校) <u>【3分類③関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校徴収金の口座振り込みを活用しています。 ・<u>給食会において、給食費を一括管理</u>しています。

※令和7年度に引き続き、大牟田市校務DX推進チームを設置し、デジタル技術を活用した業務改善(校務ポータルの本格運用等)を推進します。

(3) 部活動の負担軽減

部活動は、スポーツや文化等に親しむ観点や教育的側面から意義が高く、学校教育の一環としての役割を果たしていますが、適正・適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教育職員・生徒ともに様々な弊害を生みます。

教育職員の負担軽減のみならず、生徒の健全な成長を促す観点からも、部活動の適正化に向けた取組を実施します。

取組内容	取組方法
① 部活動検討委員会の設置 (教育委員会・学校) <u>【3分類⑬関係】</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県の動向を踏まえ、各種大会の運営、休日における部活動指導員の配置、大牟田市部活動の在り方に関する指針等、部活動の地域展開に向けて協議し、実行に移します。
② 部活動休養日の設定等 (中学校) <u>【3分類⑬関係】</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・全市立中学校の実情に応じて、各学校で部活動休養日を設定します。 ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設けます。 (平日1日以上・原則水曜日、週休日1日以上) ・長期休業中も、学期中と同じように、週当たり2日以上(平日1日以上、週休日1日以上)の部活動休養日を設けます。 ・週休日2日とも大会参加等で活動した場合は、休養日を必ず翌週に振り替えます。 ・定時退校日及び学校閉庁日は、原則として部活動は実施しません。 ・定期考査前は、原則、定期考査前7日間は、全ての部活動を実施しません。 ・部活動休養日を学校のホームページに掲載する等、生徒、保護者、地域、関係諸団体等に周知します。 ・教育職員や生徒の負担過重にならないよう、参加する大会や練習試合等を精選します。 ・部活動においては、放課後のみとします。 ・1日の活動時間は、長くとも平日は2時間以内、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間以内とし、週当たりの活動時間を11時間以内とします。 できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。 ・<u>早朝練習については、全種目実施しません。</u> ・<u>完全下校時刻については、市内中学校・特別支援学校校長会での決定に基づき、市内全中学校で統一した時刻とします。</u>

<p>③ 部活動指導員の配置 (教育委員会) <u>【3分類⑬関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・より専門的な技術指導を行う体制の整備を図ります。 ・単独で部活動の指導や引率を行うことができる部活動指導員を配置します。 ・部活動指導員は、<u>県教育委員会及び所属校が実施する研修会に参加します。</u> ・中学校での実施は、原則、学校休業日（週休日、休日、長期休業中）の活動に配置します。
--	--

(4) 教育職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

<p>教育職員の長時間勤務を改善するには、教育職員の役割を見直し、専門スタッフ等と連携・分担し、チームとして課題解決に取り組む体制（チーム学校）を整備することが大切です。</p> <p>また、保護者や地域の協力を得ながら、教育効果を高めていくことも必要です。教育職員が本来担うべき業務に専念でき、子どもや自分と向き合う時間を確保するため、他の職種や専門スタッフの活用、地域や保護者との連携等の取組を推進します。</p>

取組内容	取組方法
<p>① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、スクールサポーター等の活用 (教育委員会) <u>【3分類⑪⑭⑰関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会では、学校（教育職員）が困難な課題を抱え込むことのないよう、教育職員以外の心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）を配置・派遣し、専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備し、チームとしての学校機能を強化します。
<p>② 訪問指導員、学習指導員、教員業務支援員、スタディーサポーター、ICT支援員、早朝・夜間警備員、母子寡婦福祉会等の活用 (教育委員会) <u>【3分類⑧⑨⑩⑫関係】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会では、学校（教育職員）が多忙な業務を軽減し、児童生徒への指導や支援の時間が確保できるよう、教育職員以外のスタッフを配置・派遣し、日常の教育環境を支援します。 ・<u>学校施設の開錠・施錠及び機械警備や、学校の清掃活動を支援します。</u>

<p>③ <u>大牟田市の顧問弁護士による学校サポート</u> (教育委員会・学校) <u>【3分類⑤関係】</u></p>	<p>・<u>学校だけでは解決困難な事案に対処するため、学校から相談を受けた教育委員会が、大牟田市の顧問弁護士へ相談し助言を得る体制を整備しています。</u></p>
<p>④ 共同学校事務室の機能強化及び事務職員の学校運営参画の取組推進 (教育委員会・学校) <u>【3分類⑥関係】</u></p>	<p>・共同学校事務室を設置し、各学校の教育目標達成に寄与し、子どもたちの豊かな育ちを目指す学校の事務機能の強化推進を図ります。 ・事務職員の職務を明確化し、事務職員がその専門性を生かし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを推進します。 ・市立学校事務職員の事務機能を強化し、事務職員が積極的に学校運営に参画することにより、校長や教員の事務関係業務等の軽減を図ります。</p>
<p>⑤ 小中一貫教育制度に伴う学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入とともに地域学校協働活動推進員の配置と運営の充実 (教育委員会・学校) <u>【3分類①④⑦関係】</u></p>	<p>・小中一貫教育制度の導入に伴い、地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するために、学校と保護者・地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入とともに地域学校協働活動推進員を配置し、運営の充実を図ります。</p>
<p>⑥ 地域等と連携した登下校時等の安全対策の推進 (教育委員会・学校) <u>【3分類①②関係】</u></p>	<p>・市立学校において、教育職員の負担軽減も踏まえ、家庭、地域、学校、関係機関の連携のもと、通学路における安全確保、安全対策を推進します。 ・子ども見守り隊等地域との連携の継続を図ります。 ・安全マップの作成や見直しの推進を図ります。 ・<u>大牟田警察署と大牟田市教育委員会による情報交換会における情報連携や行動連携、少年センターや少年補導員との校外見回りに関する連携を推進します。</u></p>

令和8年度

＼教職員のための／

メンタルヘルス相談事業

福岡県教育委員会では、教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止し、教育の円滑な推進を図るため、公立学校共済組合及び福岡県教職員互助会と連携して、以下の相談事業を実施しています。いずれの相談窓口においてもプライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。



県教委・共済組合福岡支部事業

こころの健康相談 **面談** 092-541-4936 **要予約**

メンタルヘルス全般について、臨床心理士・心療内科医・精神科医等による専門的なカウンセリング(利用の際は「こころの健康相談」とお伝えください)

相談場所 **九州中央病院**
[福岡市南区塩原3-23-1]

相談時間 **月～金曜日 9:00～17:00**
(病院の休診日を除く)

※相談は所定の回数まで無料(詳細は九州中央病院にお問合せください)



福岡県教職員互助会に事業委託

教職員カウンセリングサービス 0120-556-804 **フリーダイヤル**

～ほっとテレトーク～ **電話・面談**

メンタルヘルス全般について、臨床心理士と教育経験者によるカウンセリング(面談希望の場合、当日電話予約の上、お越しください)

相談場所 **福岡県教職員互助会事務所内**
[福岡市東区馬出2-2-56]

相談時間 **土・日曜日**
電話 / 11:00～16:00 面談 / 13:00～16:00

※詳細は福岡県教職員互助会ホームページ(<https://gojyokai.jp>)をご確認ください



県教委事業

教職員カウンセリング室 **電話**

教科指導や生徒指導等の職務に関する悩みについて、退職教職員等によるカウンセリング

相談場所・時間 勤務先の地区にかかわらず、どの相談場所でも自由にご利用いただけます

- 福岡県教育センター 092-947-2083 毎日 9:00～17:00(土日・祝日を除く)
- 南筑後教育事務所カウンセリング室 0942-53-4934 毎日 9:00～17:30
- 筑豊教育事務所カウンセリング室 0948-21-3434 毎日 9:00～17:30

※教育センター・南筑後教育事務所は面談も可能です(要電話確認)



共済組合本部事業

LINEを使ったメンタルヘルス相談(心ほっとサポート@公立学校共済)

公認心理師・臨床心理士等による LINE を使ったメンタルヘルス相談

相談場所 **水・土・日・月曜日 18:00～22:00**(祝日・年末年始を含む)
1日1回30分～60分程度 ※利用対象者は組合員のみ

友達追加はこちらから



電話・面談メンタルヘルス相談 0800-700-5680

臨床心理士によるカウンセリング(面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施)

電話相談 **月～土曜日 10:00～22:00**
1日1回20分程度(祝日・年末年始を除く)

面談予約 **月～土曜日 10:00～20:00**
1回50分程度/1人年間5回まで無料(祝日・年末年始を除く)

Web相談(こころの相談) <https://www.mh-c.jp/> ログイン番号: 783269

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のための臨床心理士によるWeb相談(3営業日以内を目処に個別に回答)

Web相談はこちらから



学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、この代表例を踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務をさらに見直すことも有効。

まず取り組めること。
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠・施設 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画